平成30年度剣淵町保育料

1号認定(教育標準時間認定(幼稚園・認定こども園での教育等))

階層区分			保育料					
			第1子		第2子		第3子	
				ひとり親等		ひとり親等		ひとり親等
第1	生活保	護世帯	0円	0円	〇円	0円	0円	0円
第2-1	市町村民税非課税世帯		1,000円	円〇	〇円	0円	0円	0円
第2-2	市町村民税所得割非課税世帯		2,000円	〇円	〇円	0円	0円	0円
第3	所市得町	77,100 円以下	5,000円	1,500円	2,500円	0円	0円	0円
第4	割課税額の	211,200 円以下	10,200円	10,200円	※ 5,100円	※ 5,100円	(**) 0円	(※) 0円
第5	税税額の	211,201 円以上	12,800円	12,800円	(※) 6,400円	(※) 6,400円	(**) 0円	(**) 0円

^(※) 小学校3年生までの兄弟で同時に幼稚園等を利用している場合で最年長の子どもから数えて2人目、または3人目のみ適用。

保育料の計算方法

- ① 保護者(両親)の市町村民税合算額から保育料を決定します。
- ② 同居の親族が家計の主宰者である場合は、父母及び家計の主宰者の合計課税額とします。
- ③ 市町村民税所得割額を計算する場合には、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除、配当所得の控除、住宅借入金等特別税額控除を適用しません。(調整控除は適用する)
- ④ 4月~8月分保育料 ⇒ 前年度分市町村民税 、 9月~3月分保育料 ⇒ 今年度分市町村民税 から算定
- ⑤ 転職、結婚、離婚等により保育必要量や認定区分等が変更となった場合、翌月の保育料から適応となります。

1号認定保育料の減免

- ⑥ 同一世帯において満3歳から小学校3年生までの範囲内にある子どもが複数人同時に幼稚園等を利用している場合は、最年長の子どもから順に 2人目は保育料を半額、3人目以降については無料とします。
- ⑦ 市町村民税所得割課税額 77,101 円未満の世帯の場合、⑥に限らず生計を一にしている子どものうち第2子の場合半額(ただし、第2-1・2-2階層は 0 円とする)、第3子以降を無料とします。
- ⑧ 市町村民税所得割課税額 77,101 円未満でひとり親世帯等の場合、⑥に限らず生計を一にしている子どものうち第1子の場合半額(ただし、第2-1・2-2階層は0円、第3階層は1,500円とする)、第2子以降無料とします。

※剣淵町には幼稚園等はありません。

里帰り出産等で他市町村の幼稚園等に入園(広域入所)をした場合、上記の保育料となります。

○お問い合わせ先○

剣淵町役場住民課環境民生グループ 配0165-34-2121